

# まん延防止等重点措置

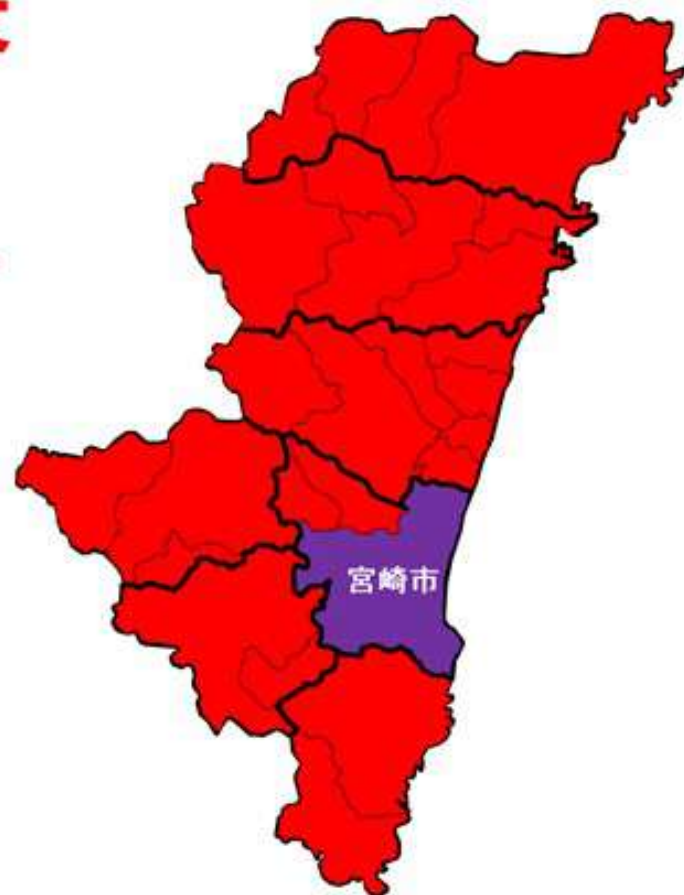
## ■本県への適用期間が延長

(旧) 8月27日 (金) ~ 9月12日 (日)

(新) 8月27日 (金) ~ 9月30日 (木)

適用期間	8月27日 (金) ~ 9月12日 (日)	9月13日 (月) ~ 9月30日 (木)
重点措置区域	宮崎市、日向市、 門川町	宮崎市

日向市・門川町の新規感染者数は減少する一方で、宮崎市は高止まりの状況であり、人口規模の大きい宮崎市から他圏域への感染の染み出しを防ぐため、宮崎市への区域指定を延長



9月13日時点

# 県独自の「緊急事態宣言」の延長について

## ■ 県独自の「緊急事態宣言」の発令期間を延長

感染再拡大（リバウンド）を防ぐためにも、県内の感染状況を十分に沈静化させるまで、引き続き、強い対策の継続が必要

### 【発令期間】

(旧) 8月11日(水)～9月12日(日)を目途

(新) 8月11日(水)～9月30日(木)を目途

※終期は、感染状況を見極めて判断

レベル4  
(緊急事態宣言)



区域ごとの感染状況の区分		行動要請例		
区分	一例(以下を目安として、総合的に判断)	県民への要請(外出)	イベント主催者への要請	事業者への要請
緑	感染未確認区域 ・新たな感染者が確認されていない ・感染者が入院又は療養した日の翌日から起算して14日間を経過している	○制限なし	○国基準を準用	○ガイドライン遵守
黄	感染確認区域 ・新規感染者が一定に収まっている	○状況に応じ、慎重に(過去のクラスター発生施設等に注意)	○国基準を準用(状況に応じ判断)	○ガイドライン遵守
オレンジ	感染警戒区域(注) ・新規感染者の急増や、感染経路不明の例続発、感染者集団(クラスター)の続発などにより、国基準ステージ3相当又はそのおそれがある	○感染機会に繋がる場面(会食等)の一定の制限(人数、特典等)	○国基準を準用(特に会食を伴う場面は制限)	○状況に応じ、感染機会の制限
赤	感染急増区域 ・新規感染者の急増や、感染経路不明の例続発、感染者集団(クラスター)の続発などにより、国基準ステージ4相当又はそのおそれがある	原則、外出自粛	○国基準を準用(特に会食を伴う場面は制限)	○感染機会の制限



：「まん延防止等重点措置」区域(宮崎市)

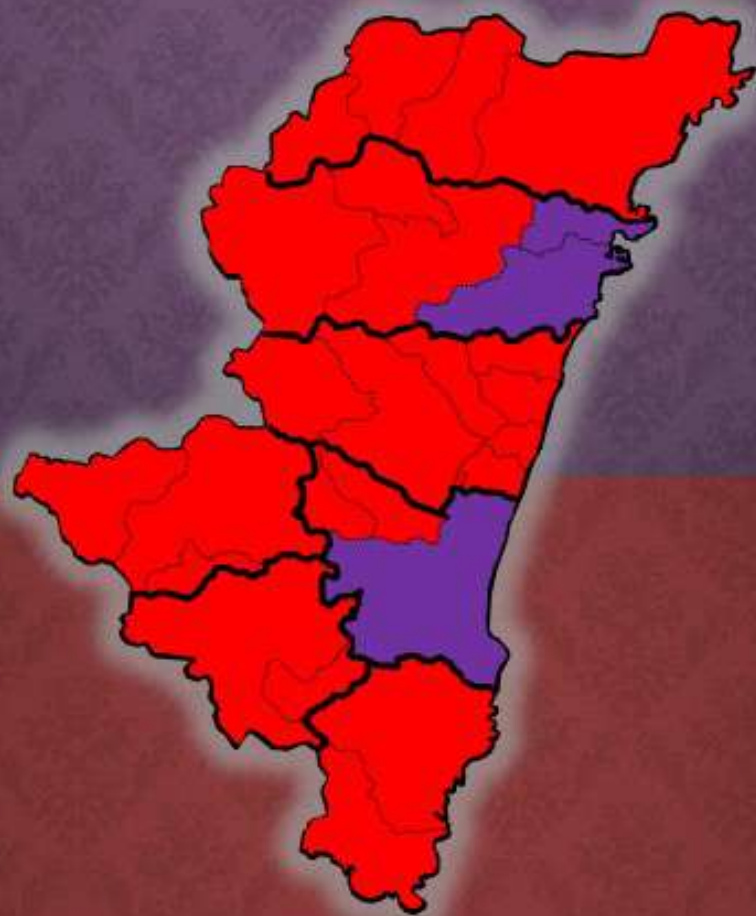
9月13日時点

# 行動要請について

内容	まん延防止等重点措置	県独自の「緊急事態宣言」
対象地域	宮崎市	宮崎市以外
要請期間	9月13日(月)～9月30日(木)	現在の要請を 9月30日(木)まで継続
県民への要請	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則、外出自粛</li> <li>・外出機会（回数・時間）の半減</li> <li>・20時以降、飲食店へのみだりな出入りの自粛</li> <li>・感染対策が徹底されていない施設、時短要請に応じていない飲食店等の利用自粛</li> <li>・路上・公園等での集団飲酒等の自粛</li> <li>・原則、県外との往来自粛</li> <li>・原則、県外からの来県自粛</li> </ul>	
飲食店等への要請	<ul style="list-style-type: none"> <li>・20時までの営業時間短縮</li> <li>・酒類提供を終日行わないこと</li> <li>・飲食を主とする店舗におけるカラオケ設備を利用しないこと</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・20時までの営業時間短縮</li> <li>・酒類提供は19時まで</li> </ul>
大規模集客施設等への要請	<ul style="list-style-type: none"> <li>・20時までの営業時間短縮</li> <li>・大規模商業施設、百貨店の地下の食品売り場等の入場者の整理等</li> </ul>	—
イベントの開催制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>・収容率50%以内かつ上限5000人以下</li> <li>・会食につながる場面の制限</li> <li>・21時までの開催時間制限</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・収容率50%以内かつ上限5000人以下</li> <li>・会食につながる場面の制限</li> </ul>
事業者等への要請	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業種別ガイドラインの遵守</li> <li>・出勤者数の7割削減に向けたテレワークの活用や休暇取得の促進</li> </ul>	

※日向市、門川町は、9月12日（日）までは「まん延防止等重点措置」の行動要請を継続

**「まん延防止等重点措置」**



**「緊急事態宣言」発令中**

## ■オンラインを活用した学習指導

- ・やむを得ず学校に登校できない生徒等に対し、オンラインを活用した学習指導

## ■抗原検査キットを活用した検査の実施

- ・教職員や速やかな帰宅が困難な児童生徒への抗原簡易キットの活用  
(県立学校への検査キットの配備、市町村教育委員会に対する案内・助言)

## ■希望する教職員へのワクチン接種

- ・接種を希望する教職員に対し、県の大規模接種や市町村ごとの接種を通じた接種の加速